

保険証を更新します

現在お使いの国民健康保険、後期高齢者医療保険の保険証等の有効期限は、平成25年7月31日までとなっております。

新しい保険証等は7月24日(水)、25日(木)、26日(金)に各地区を巡回して、現在お使いの保険証等と交換しますので、指定の場所を更新してください。

※学生・遠隔地の保険証も同時に更新してください。



更新のときにお持ちいただくもの

国民健康保険	現在お使いの ●国民健康保険被保険者証（個人カード） ※国保に加入されている方全員分 ●特定疾病療養受療証（白色）※該当者のみ
後期高齢者医療	現在お使いの ●後期高齢者医療被保険者証（ピンク色）

■お住まいの地区指定日に都合の悪い場合

お住まいの地域の更新日以降に、次の窓口で更新してください。

〔西伯地区の方〕

法勝寺庁舎町民生活課

〔会見地区の方〕

天萬庁舎町民生活課

■限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の限度額適用・標準負担額減額認定証等（白色）の交付を受けている方で、8月1日以降も引き続き入院等において医療費の限度額適用、食事代の減額を受けられる場合は、役場での更新手続きが必要になります。

▽更新期間

8月1日から8月31日まで

（9月1日以降も申請できますが、申請月の初日から有効となります）

▽更新場所

町民生活課（法勝寺及び天萬各庁舎）

▽必要書類等

印鑑、保険証

▽注意事項

70歳以上の方の限度額認定証は、住民税非課税世帯の方が対象です。よって、平成25年度の住民税課税世帯の方は、8月以降の限度額認定証の対象になりません。

■その他注意事項

【注1】現在お使いの保険証との引き換えになりますので、返納できない場合は、更新に来られる方の免許証など（本人確認ができるもの）が必要です。

【注2】返納いただく保険証の中に、医療機関の診察券、特別医療費受給資格証（青色）、介護保険受給者証（はだ色）など、今回の更新の対象でないものが挟まっていないか確認してください。

【問合せ先】

町民生活課 医療保険室
（法勝寺庁舎内）

TEL 66・3116